

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員表彰規程

昭和 59 年 10 月 1 日規程第 3 号

最終改正 平成 9 年 4 月 1 日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員(羽村市及び瑞穂町派遣職員は除く。)として、永年にわたりその職務に精励している者又は他の職員の模範と認められる行為があつた者の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、勤続表彰及び業績表彰とする。

(勤続表彰)

第 3 条 勤続表彰は、次に掲げるものに対して行う。

- (1) 職員として満 15 年以上勤務し、その間の成績が良好であると認められる者
- (2) 職員として満 25 年以上勤務し、その間の成績が良好であると認められる者
- (3) 職員として満 35 年以上勤務し、その間の成績が良好であると認められる者
- (4) 職員として満 25 年以上勤務し、退職したものでその間の成績が特に優良であつた者

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する勤続年数は、職員が就職した日を起算日とし、毎年 4 月 1 日を基準日として算出する。

(業績表彰)

第 4 条 業績表彰は、次の各号の一に該当すると認められるときこれを表彰する。

- (1) 職務の遂行について特別な努力をし、抜群の成績をあげたとき。
- (2) 職員の名誉を高揚し、他の職員の模範となる行為をしたとき。

(表彰の方法)

第 5 条 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。

2 被表彰者が死亡者であつた場合には、表彰状及び記念品はこれを遺族に贈る。

(審査及び決定)

第6条 この規程による被表彰者の審査及び決定は、別に定める審査委員会に諮
つて行うものとする。

(表彰の期日)

第7条 表彰は、毎年1月及び4月に行う。ただし、特別の事由があるときは、
他の期日に行うことができる。

(表彰台帳)

第8条 管理者は、表彰台帳を備え、表彰の実施その他の事項を登載しておかな
なければならない。

(感謝状)

第9条 職員が満10年以上精勤し、退職したときは感謝状を贈呈する。

付 則

この規程は、昭和59年10月1日から施行する。

付 則 (平成3年10月29日規程第2号)

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

付 則 (平成5年12月27日規程第1号)

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

付 則 (平成9年4月1日規程第1号)

この規程は、平成9年1月1日から施行する。